国分寺自治会自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、国分寺自治会自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、国分寺自治会館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を常日ごろから行うことにより、防災意識の啓発に努める中、風水害その他の災害(以下「風水害等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 風水害等に対する予防
- (3) 風水害等の発生時における情報の収集伝達、避難誘導、初期消火等応急対策
- (4) 前号に関する訓練
- (5) 防災資機材等の整備
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、国分寺自治会員をもって構成する。

(役員)

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- (1)会長 1名(自治会長をもって充てる)
- (2) 副会長 1名(自治会副会長をもって充てる)
- (3)情報班長1名(文化部長兼務),消火班長1名(体育部長兼務),避難誘導班長1名(育成部長兼務)
- (4) 班 長 20名(各班長をもって充てる)
- 2 役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

(役員の任務)

第7条 役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

(総会及び役員会)

- 第8条 総会は、国分寺自治会総会開催時に同時に開会する。
- 2 役員会は、会長が必要に応じ招集する。

(防災計画)

第9条 本会は、第4条に定める事業を行うため、別に防災計画を作成する。

(経費)

第10条 本会の運営に要する経費は、国分寺自治会の予算をもって充てる。 (その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。 附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。 附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。 附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

国分寺自治会自主防災会防災計画

1 目的

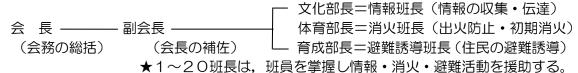
この計画は、国分寺自治会自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって風水害その他の災害による人的・物的被害の発生及び拡大を防止する事を目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び責任分担
- (2) 防災知識の普及
- (3) 情報の収集・伝達
- (4) 出火防止・初期消火
- (5) 避難誘導
- (6) その他

3 防災組織の編成及び責任分担



4 防災知識の普及、伝達

会員への防災意識を高揚するため、防災に関する知識の普及を図る。

5 情報の収集、伝達

会員世帯の被害状況を正確にかつ迅速に把握し,適切な応急措置をとるため,情報の収集, 伝達を行う。

6 出火防止•初期消火

会員世帯からの出火防止に努め、国分寺自治会区域内で火災が発生した場合は、迅速に消防 署への連絡を行うとともに、迅速な消火活動を行い、初期消火に努め被害の拡大防止に努める。

7 避難・誘導

避難勧告等が出たとき、又は防災会長が必要があると認めたときは、防災会長は避難誘導班 長に対し避難誘導を指示する。

8 避難場所

避難場所	電話番号	収容人員	管理者	電話番号	避難所責任者
御陵下公園 運動場会館	25-8283	210人	市民スポーツ課長	23-5111	上川内部詰所長 川内防災16
可愛小学校	23-6103	2,800人	学校長	22-8021	
川内高等学校	23-7274	1,000人	学校長	23-7274	

9 その他

- (1) 必要に応じ救出援護及び給食・給水活動を行う。
- (2) 災害発生時に迅速かつ適確な行動がとれるように各種の防災訓練を行う。
- (3) 防災資機材の備蓄及び管理は次表のとおり行う。

資機材の名称	数量	管理者	保管場所
携帯拡声器	2台	自治会長	自治会館
避難誘導旗	1本	自治会長	自治会館
消火器	2本	自治会長	自治会館
メガホン	20個	各班長	各班長宅
携帯ラジオ	1台	自治会長	自治会館
懐中電灯	3個	自治会長	自治会館
誘導灯	2本	自治会長	自治会館
誘導用ロープ	1巻(50流)	自治会長	自治会館
朱塗りバケツ	5個	自治会長	自治会館
防災会腕章	一式	自治会長	自治会館



※携帯拡声器及び避難誘導旗は、市からの貸与品。単一・単二・単三予備電池は、自治会館キャビネット内に。

10 役員

会 長	自治会長
副会長	副会長
情報班長	文化部長
消火班長	体育部長
避難誘導班長	育成部長

◆風水害の罹災状況確認(※罹災証明書発行のためにも)

- (1) 会員は、被害等に遭った際は、各班長を通じ速やかに自治会長に届け出ること。
- (2) 各班長は、班内を見回り、会員の罹災状況を確認したら、遅滞なく自治会長に報告すること。
- (3) 自治会長は、会員の罹災状況を速やかに確認し、必要な対策を指導・助言すると共に、地区災害調査員に罹災情報を集計し提供すること。

国分寺自治会周辺の指定避難所情報

	施設名称	標高並びに川内原発からの距離
避難場所 (地震発生時屋外)	可愛小学校屋外運動場	海抜5.5m 約10.4km
	川内高校屋外運動場	海抜6.2m 約10.2km
	御陵下公園	海抜5.9m 約10km
避難場所 (風水害時屋内施設)	御陵下運動公園運動場会館	海抜5.9m 約10km
	可愛小学校	海抜5.5m 約10.4km
	川内高校	海抜6.2m 約10.2km

◆その他参考力所の標高等

可愛地区コミュニティセンター	海抜22.4m	約10km
国分寺自治会館前市道付近	海抜13.7m	約10.9km
国分寺自治会9班内低地	海抜11.8m	約10.5km
国分寺自治会17班内高地	海抜63.5m	約10.8km